

# EU の経済・財政ガバナンスを強化する シックス・パックとツー・パックの概要

2013 年 8 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EUの経済・財政ガバナンスを強化する取り組みの1つとして、ユーロ導入国の財政の監視メカニズムを強化する「ツー・パック」と呼ばれる2つの法制が2013年5月30日に施行された。既に「シックス・パック」と呼ばれるEUの経済・財政ガバナンスを強化する6つの法制が2011年12月に施行されたほか、「経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約（TSCG、通称：財政協定）」が2013年1月に発効した。ツー・パックの施行により経済と財政のガバナンスを強化する枠組みが完成した。本レポートでは、この2つの新たな法制「ツー・パック」と6つの法制「シックス・パック」の内容を中心に見ていく。

## 目次

1. 3つの手段の背景と要点.....	1
2. 6つの法制（シックス・パック）の主要点 .....	3
(1) 財政赤字と公的債務の監視と制裁措置.....	3
(2) マクロ経済不均衡の是正と経済指標スコアボード .....	4
3. 2つの法制（ツー・パック）の概要 .....	5
(1) 「2つの法制」の主要点 .....	5
(2) TSCG、SGP、ヨーロピアン・セメスターとの関連 .....	8
4. 過剰財政赤字手続き（EDP）の対象国.....	9

### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

## 1. 3つの手段の背景と要点

EU では欧州債務危機で浮き彫りになった財政規律の問題や域内の競争力格差といったマクロ経済不均衡の問題に取り組み、将来の危機再発を防ぐため、経済と財政のガバナンスの強化が進められている。その具体的な取り組みが、2011年12月に施行された「6つの法制（シックス・パック）」と2013年1月に発効した「経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約（TSCG、通称：財政協定）」、そして2013年5月に新たに施行された「2つの法制（ツー・パック）」の3つの手段である。2012年12月には欧州理事会（EU首脳会議）のファンロンパウ常任議長が「真の経済通貨同盟（EMU）に向けて」<sup>1</sup>と題する報告書を発表し、EMUの統合深化に向けた工程表を示したが、この中でも財政（予算）枠組みの統合における第1段階（2013年まで）として、「シックス・パック」と「ツー・パック」、「財政協定」による財政ガバナンスの強固な枠組みを完成させ、完全に実施することを掲げている。3つの手段の詳細を表1に示したが、それぞれの要点は次のとおりである<sup>2</sup>。

### ■ 6つの法制（シックス・パック）

5つの規則と1つの指令からなり、主に安定・成長協定（SGP：Stability and Growth Pact）の強化を目指している。EU全加盟国に適用される規則・指令とユーロ導入国だけを対象とした規則がある。SGPの予防措置である各国別の「中期財政目標（MTO：Medium Term Budgetary Objective）」に沿った財政運営、および各国に是正を求める是正措置である「過剰財政赤字手続き（EDP：Excessive Deficit Procedure）」を補強するとともに、ユーロ導入国に対する制裁措置を厳格化し、強化した。また、域内のマクロ経済不均衡の拡大を予防し、是正するための規則も含まれており、加盟国にマクロ経済不均衡の是正を求める「過剰不均衡手続き（EIP：Excessive Imbalances Procedure）」を導入した。

「経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約（TSCG、通称：財政協定）」 TSCG（Treaty on Stability, Coordination and Governance）は**財政協定**<sup>3</sup>と呼ばれるもので、英国とチェコを除く25カ国が2012年3月に調印し、2013年1月に発効した。なお、ユーロ導入国以外で調印したEU加盟国はユーロを導入した時点で遵守を義務付けられ、それまでは任意となっている。景気循環的要因に左右されない構造的な財政赤字をGDPの0.5%以下に抑えることを定め、各国はこれを憲法または同等の国内法で明文化することを義務付けられている。財政赤字に大幅な乖離があった場合、各国は期限内に是正を実施するなどの是正措置が自動的に

---

<sup>1</sup>Herman Van Rompuy, President of the European Council “TOWARDS A GENUINE ECONOMIC AND MONETARY UNION” (5 December 2012)

[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/134069.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/134069.pdf)

<sup>2</sup>European Commission, Economic and Financial Affairs “Six-pack? Two-pack? Fiscal compact? A short guide to the new EU fiscal governance”

[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/governance/2012-03-14\\_six\\_pack\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/governance/2012-03-14_six_pack_en.htm)

<sup>3</sup> 詳細は以下通商弘報を参照のこと。 <http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/biznews/50eb8099c8ed8>

発動される。また、国債発行計画の報告や経済政策改革の事前協議など経済政策の調整を強化する規定もある。

## ■ 2つの法制（ツー・パック）

ユーロ導入国を対象とする2つの規則からなる。ユーロ導入国の財政の監視メカニズムの強化を目指すもので、各国に対して次年度の予算計画を欧州委員会に提出することや予算ルールの実施を監視する独立機関を設けることを義務付けている。2つの規則のうち1つは、財政的に困難に直面する国や財政支援を受けている国を対象に、監視を強化することを規定している。

表 1： 財政ガバナンス強化のための3つの手段の詳細

規制・指令・条約名	施行日/発効日
<b>■6つの法制（シックス・パック）</b>	
ユーロ圏の予算監視の効果的な執行に関する欧州議会・理事会規則 <a href="#">1173/2011</a>	2011年12月13日
ユーロ圏の過剰なマクロ経済不均衡是正のための執行措置に関する欧州議会・理事会規則 <a href="#">1174/2011</a>	2011年12月13日
予算状況の監視と経済政策の監視・調整の強化に関する理事会規則 1466/97 を改正する欧州議会・理事会規則 <a href="#">1175/2011</a>	2011年12月13日
マクロ経済不均衡の予防と是正に関する欧州議会・理事会規則 <a href="#">1176/2011</a>	2011年12月13日
過剰赤字手続きの実施の迅速化と明確化に関する規則 1467/97 を改正する理事会規則 <a href="#">1177/2011</a>	2011年12月13日
加盟国の予算の枠組みの要件に関する理事会指令 <a href="#">2011/85/EU</a>	2011年12月13日
<b>■「経済通貨同盟の安定・協調・ガバナンスに関する条約（TSCG、通称：財政協定）」</b>	2013年1月1日
<b>■2つの法制（ツー・パック）</b>	
財政安定に関し深刻な困難に陥っている、あるいは脅かされているユーロ導入国の経済・予算監視の強化に関する欧州議会・理事会規則 <a href="#">472/2013</a>	2013年5月30日
ユーロ導入国の予算計画案の監視・評価と過剰赤字の是正の確実化に向けた共通規定に関する欧州議会・理事会規則 <a href="#">473/2013</a>	2013年5月30日

出所： European Commission, Economic and Financial Affairs- EU economic governance ウェブサイト [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/economic\\_governance/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/index_en.htm)  
 European Council ウェブサイト（TSCG） <http://www.european-council.europa.eu/home-page/highlights/treaty-on-stability,-coordination-and-governance-signed?lang=en>

## 2. 6つの法制（シックス・パック）の主要点

「シックス・パック」で導入された主要な規定について、(1)財政赤字と公的債務の監視と制裁措置、(2)マクロ経済不均衡の是正と経済指標スコアボードの2点に分けて示す<sup>4</sup>。

### (1) 財政赤字と公的債務の監視と制裁措置

安定・成長協定 (SGP) では、加盟各国は持続的な財政を達成するために中期財政目標 (MTO) を設定し、これに沿って財政運営を行うとともに、単年度の財政赤字を GDP 比 3.0%以下に抑え、公的債務残高を GDP 比 60%以下に抑えるか 60%に向けて大きく減らすことを義務付けている。こうした MTO に沿った財政運営を求められるのが予防措置で、財政赤字と公的債務残高の基準値を逸脱した場合に発動されるのが是正措置の「過剰財政赤字手続き (EDP)」である。6つの法制では、これを強化するために主として以下の規定を設けた。

- MTO に沿って財政収支を改善することに重点を置き、MTO に向けた財政の調整を評価する上で、構造的な財政赤字の基準に加えて「歳出ベンチマーク」を設けた。このベンチマークは、毎年の歳出の拡大が中期的な GDP 成長率を超えないことを定めたもの。
- MTO に向けた財政運営について、加盟国が効果的な措置を取らなければ欧州委の勧告に基づいて EU 閣僚理事会 (理事会) が制裁を科す。理事会では、欧州委の制裁に関する勧告に対して特定多数決方式で否決されなければ、自動的に制裁が決まる「逆多数決」方式が採用される。ユーロ導入国に対する制裁として、新たに前年の GDP の 0.2%を有利子の預託金として納めることが定められた。
- たとえ財政赤字が GDP 比 3%以下であっても、公的債務残高が GDP 比 60%を超えていれば是正措置である EDP を開始する。ただし判断の基準として債務削減ベンチマークを導入し、公的債務残高が GDP 比 60%を超える部分について過去 3 年間の平均で年 20 分の 1 ずつ削減していれば EDP を開始しない。
- 理事会が欧州委の勧告に基づいて EDP の開始を決定した時点で、ユーロ導入国に対する制裁として、前年の GDP の 0.2%を無利子の預託金として納めることが定められた。理事会で EDP の開始を決定する際にも特定多数決方式の逆多数決方式を採用する。予防措置による制裁で、既に有利子の預託金を収めている場合には、無利子の預託金に転換する<sup>5</sup>。
- 加盟国が是正に向けて効果的な措置を取らなかった場合、欧州委の勧告に基づいて理事会が罰金として、ユーロ導入国には前年の GDP の 0.2%を科す。決定は特定多数決の逆多数決方式。無利子の預託金を罰金に転換する。

---

<sup>4</sup>European Commission press release “EU Economic governance Six-Pack enters into force” (12 Dec 2011) [http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-11-898\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-11-898_en.htm)

Council of the European Union press release “Economic governance: Council adopts legal texts” (8 Nov 2011) [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/125952.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/125952.pdf)

<sup>5</sup>“Regulation (EU) No 1173/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 November 2011 on the effective enforcement of budgetary surveillance in the euro area”

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:306:0001:0007:EN:PDF>

- 各国予算枠組みの最低要件：指令により、財政の枠組みの要件を規定した。財政計画は多年次を採用して MTO の達成を目指すこと、財政ルールの数値は SGP の財政赤字と公的債務残高の基準値の順守を促進する必要があることなどを定めている。

## (2) マクロ経済不均衡の是正と経済指標スコアボード

加盟国間で広がった競争力の格差やマクロ経済不均衡を防止し是正するため、各国の経済政策を新たに監視し、過剰な不均衡がある国に制裁を科すメカニズムが、6つの法制のうち2つの規則によって導入された。要点は次のとおりである。

- 不均衡を早期に発見する早期警告システムとして、主要なマクロ経済不均衡をカバーする指標からなる「経済指標スコアボード」で各国の経済状況を評価する方法が導入された。これを基に各国の分析を行い、早期警告システムで明らかになった潜在的な不均衡に問題があるかを判断する。このスコアボードは表 2 に示した 10 項目からなるが、必要に応じて指標の項目や基準値が変更される。
- 加盟国の不均衡が過剰と判断されれば、是正措置として当該国に対して「過剰不均衡手続き (EIP)」が開始される。EIP の対象となった加盟国は、是正措置を実施する明確な工程表と実施期限を明示した是正行動計画 (Corrective action plan) を提出しなければならない。加盟国は定期的に進捗報告書を欧州委に提出し、監視を受けることになる。
- EIP の対象国が適切な行動を取っていると理事会が決定すれば、手続きは終了する。ユーロ導入国が是正措置の勧告に従わなかった場合には、制裁が科せられる。最初の違反に対しては、前年の GDP の 0.1% を有利子の預託金として納める。2 回目の違反では、この預託金が罰金に転換される。制裁は欧州委の勧告により理事会が決定するが、財政監視の制裁と同様に特定多数決の逆多数決方式を採用する。

表 2： マクロ経済不均衡の早期警告システムに用いられる経済指標スコアボード

指標	基準値
<b>対外不均衡</b>	
経常収支	対 GDP 比の 3 年平均で、マイナス 4%~6%
対外純資産残高	GDP 比で 35%以上
輸出市場シェア	輸出額の 5 年間の変化率で、マイナス 6%以上
名目単位労働コスト	3 年間の変化率で、ユーロ圏は 9%以上、非ユーロ圏は 12%以上
実質実効為替レート	3 年間の変化率で、ユーロ圏は 5%以上、非ユーロ圏は 11%以上、消費者物価指数 (HICP/CPI) デフレーターに基づく
<b>内部不均衡</b>	
民間部門債務	GDP 比 160%以下
民間部門信用フロー	GDP 比 15%以下
住宅価格	前年比 6%以下
一般政府部門債務	GDP 比 60%以下
失業率	3 年間平均で 10%以下

出所： European Commission press release “EU Economic governance Six-Pack enters into force”

## 3. 2つの法制（ツー・パック）の概要

### (1) 「2つの法制」の主要点

欧州委はシックス・パックの採択に続いて 2011 年 11 月に 2 つの法制（ツー・パック）を提案した。これらの規則は、各国の財政上の潜在的な問題を早期に明らかにするとともに、財政困難に陥った国や財政支援を受ける国に対する法的枠組みを整備することを目指すものであった。6 つの法制が SGP を改正し、加盟国に新たな財政ルールなどを導入したのに対し、2 つの法制はユーロ導入国間の調整と監視に焦点をあてている。欧州債務危機により、ユーロ導入国の予算の調整と監視を向上させる必要性が出たためである。

ただし、合意までに時間がかかり、欧州議会で合意に達したのは 2013 年 2 月 20 日となった。時間がかかった主な要因は、財政緊縮だけの取り組みに対して批判が高まったため、欧州議会では過剰財政赤字の予防と「プログラム国（財政支援を受けマクロ経済調整プログラムの対象となった国）」の改革実施に限定するか、経済の収斂をもたらすユーロ導入国間の連帯や公共投資に関するメカニズムを含めるかで議論がまとまらず、妥協案をさぐる必要があったためである<sup>6</sup>。

### ① 予算計画の提出と評価

1 つ目の規則<sup>7</sup>は、すべてのユーロ導入国に適用されるが、SGP の是正措置である EDP の対象国には特別な規定がある。規則で中心となるのは、以下のように各国が次年度の予算計画を欧州委に提出することを義務付ける規定である。ユーロ導入国に共通の予算スケジュールと予算ルールを導入しており、最初は 2014 年度<sup>8</sup>の予算が対象となる。

- ユーロ導入国は、毎年 10 月 15 日までに次年度の予算計画を欧州委に提出しなければならない。この計画には、予算収支の GDP 比の数値目標や歳出と歳入の見通し、教育・医療・雇用など用途別の歳出などを予算計画の根拠となるマクロ経済見通しとともに盛り込む。
- 欧州委は各国の予算計画を評価し、SGP の条件および予算政策に関するヨーロッパン・セメスターでの勧告<sup>9</sup>の順守について見解を出す。この見解を 11 月 30 日までに各国に伝える。SGP に示された義務に著しく反している内容が明らかになった場合には、欧州委

---

<sup>6</sup>European Parliament “Economic governance two pack background note” (7 March 2013)  
<http://www.europarl.europa.eu/news/en/pressroom/content/20130304BKG62046/html/Economic-governance-two-pack-background-note>

<sup>7</sup>Regulation (EU) No 473/2013 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on common provisions for monitoring and assessing draft budgetary plans and ensuring the correction of excessive deficit of the Member States in the euro area  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:140:0011:0023:EN:PDF>

<sup>8</sup>EU 加盟 28 カ国（2013 年 7 月 1 日に新たに EU に加盟したクロアチアを含めた数）のうち英国以外の加盟国の財政年度はすべて暦年、英国の財政年度は 4 月～翌年 3 月。

<sup>9</sup>詳細は JETRO 調査レポート「2 年目を迎えたヨーロッパン・セメスターの国別勧告の概要（2012 年 9 月）」参照。<https://www.jetro.go.jp/world/europe/reports/07001058>



は当該国に改定計画を提出するよう要請する。

- 欧州委は、各国が提出した予算計画を基に、ユーロ圏全体について次年度の財政の状況と見通しの総合的な評価を行う。
- ユーロ導入国は、毎年 12 月 31 日までに次年度の予算を採択しなければならない。
- 各国レベルの共通予算ルールは、各国が設けた独立機関が監視する。

上記のように欧州委は各国に対して見解を示し、改定計画を提出するよう要請できるが、各国の予算計画を変更する権利はなく、ユーロ導入国に欧州委の見解に厳密に従うよう義務付けることもできない<sup>10</sup>。また各国議会は欧州委からの見解を得ることになるが、予算案の採決では完全に独立している。このほかユーロ導入国は国債の発行計画について、欧州委およびユーロ・グループ（ユーロ圏財務相会合）に対して事前に報告することが義務付けられている。

## ② 過剰財政赤字手続き（EDP）の対象国に対する規定

1 つ目の規則では、EDP の対象となった国に対して特に規定を設けており、その主要なものは次の通りである。

- 欧州委および理事会に対し、「経済パートナーシップ・プログラム（Economic partnership programme）」を提出しなければならない。これには過剰財政赤字を効果的かつ持続的に是正するために必要な政策措置や構造改革を盛り込まなければならない。措置や改革は、ヨーロッパ・セメスターにおける国家改革プログラム（NPR）と安定化プログラムを促進させ、経済・雇用のためのガイドラインの実施に対する理事会の勧告を勘案する。
- 経済パートナーシップ・プログラムは、競争力の強化や長期的で持続的な成長を目指すとともに、構造的な弱点に対処する優先課題を明示しなければならない。こうした優先課題は EU の成長・雇用戦略と一貫性を持たせる。また必要に応じて、欧州投資銀行（EIB）の信用枠やその他の関連する金融手段など潜在的な財源を示す。
- 欧州委および経済財政委員会（EFC）に対して、6 ヶ月ごとに報告することが義務付けられる。この報告書には予算の執行、歳出と歳入で取った措置の予算への影響、政府の歳出と歳入の目標、目標を達成するために採用した措置に関する情報などを盛り込む。
- EDP の手続きでは、理事会からの勧告の実施を怠ったユーロ導入国は、一定期限内に赤字を削減する措置を取るよう理事会から通告を受けることになっている。この通告を受けたユーロ導入国の欧州委と EFC への報告義務の頻度は、3 ヶ月ごとに短縮される。

---

<sup>10</sup>European Commission, MEMO “‘Two-Pack’ completes budgetary surveillance cycle for euro area and further improves economic governance” (12 March 2013)  
[http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-13-196 en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-196_en.htm)



### ③ 財政支援国などへの監視強化

2つ目の規則<sup>11</sup>は、財政の安定性に関して深刻な困難に陥っている国、財政支援を受けている国、財政支援プログラムからの脱却を進めている国に対する監視の強化を定め、規則ではその手続きを示している。

■ 監視の強化：財政の安定性で困難を抱えているユーロ導入国や困難に陥る恐れがあるユーロ導入国、また予防的に財政支援を受けるユーロ導入国が対象。

- ユーロ導入国は、財政上の困難の要因または潜在的な要因に取り組むことを目指す施策の採択を義務付けられる。
- ユーロ導入国は、要請があれば欧州中央銀行（ECB）に金融システムの動向に関する非集計情報を伝える。
- ユーロ導入国は ECB の監督の下で、様々なマクロ経済や金融の衝撃に対する金融セクターの回復力を評価するためストレステストか感度分析を実施する。
- ユーロ導入国は、ECB が実施するピアレビューの枠組み内で金融セクターに対する監督能力についての定期的な評価の提出を義務付けられる。
- ユーロ導入国は、マクロ経済不均衡の監視に必要な情報を欧州委に伝える。
- ユーロ導入国は、EFC に対して年 2 回の報告を行う。
- 欧州委は ECB および関連する欧州監督当局（欧州銀行監督局、欧州保険・企業年金監督局、欧州証券監督局）と連携し、監視を強化しているユーロ導入国の進捗状況を確認するため定期的な調査ミッションを実施する。
- 欧州委は、四半期ごとに欧州議会の関連する委員会および EFC に評価を伝える。

■ マクロ経済調整プログラムの決定と監視の手続き：財政支援を受けるユーロ導入国

- 財政支援を要請するユーロ導入国は、マクロ経済調整プログラム（Macroeconomic adjustment programme）案を策定しなければならない。これは経済パートナーシップ・プログラムに追加するか、その代わりとなるもので、年間予算の目標も盛り込む。EU 閣僚理事会（理事会）は欧州委の提案に基づいて、マクロ経済調整プログラムを承認する。
- 欧州委は ECB と連携してマクロ経済調整プログラムの進捗状況を監視し、3 ヶ月ごとに EFC に進捗状況を伝える。
- 行政能力が不十分かプログラムの実施で大きな問題を抱えているユーロ導入国は、欧州委に技術的な支援を求めなければならない。
- ユーロ導入国は、EFC に対して年 2 回の報告を行う。

---

<sup>11</sup>Regulation (EU) No 472/2013 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on the strengthening of economic and budgetary surveillance of Member States in the euro area experiencing or threatened with serious difficulties with respect to their financial stability  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:140:0001:0010:EN:PDF>

## ■ マクロ経済調整プログラムの対象国に対する監視の一部簡素化

重複や過剰な負担を回避するため、マクロ経済調整プログラムの対象国に対しては、SGP の下での監視やマクロ経済不均衡手続きやユーロピアン・セメスターでの監視と評価の実施は停止される。こうした国は、広範な監視や厳しい目標に従っているためである。

## ■ マクロ経済調整プログラム終了後の監視

受領した財政支援のうち 75%以上を返還しない限り、そのユーロ導入国はマクロ経済調整プログラム終了後の監視を受けることを義務付けられる。

## (2) TSCG、SGP、ヨーロッパ・セメスターとの関連

TSCG は参加国間の協定であり、ツー・パックは TSCG の規定の一部を EU の第 2 次法に取り込んでいる。たとえば参加国レベルで予算ルールを監視する独立機関を設けること、参加国の国債発行計画の事前承認を義務付けること、EDP の対象国に対して経済パートナーシップ・プログラムの策定を求めることが、ツー・パックにより定められた。

SGP との関連では、ユーロ導入国の予算策定に欧州委が勧告を出すことやユーログループで相互に圧力をかけることなどで、ツー・パックの規則は SGP の予防措置を補完するものとなっている。またツー・パックでは、EDP の対象国に対して欧州委と EFC に定期的に報告することを義務付けているが、これは SGP のルールで求められている規定を強化するものである<sup>12</sup>。

ヨーロッパ・セメスターでは、EU 全加盟国に対して毎年 4 月 30 日までに中期財政計画（ユーロ導入国は「安定化プログラム」、非ユーロ圏諸国は「収斂プログラム」）および成長と雇用の優先政策課題を示した国家改革プログラム（NPR）を提出することを義務付けている。ツー・パックは、これに加えてユーロ導入国に対しては秋にも次年度の予算計画を提出することを義務付けることで、ユーロ導入国に対する財政ガバナンスを強化している。

---

<sup>12</sup>European Commission, MEMO “‘Two-Pack’ completes budgetary surveillance cycle for euro area and further improves economic governance” (12 March 2013)  
[http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-13-196 en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-196_en.htm)

## 4. 過剰財政赤字手続き（EDP）の対象国

欧州委は2013年5月29日にEDPに関する勧告を行った。これに基づいて理事会は同年6月21日に決定を下した。これにより表3に示したようにハンガリー、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、イタリアの5カ国がEDPの対象から除外されることになった。一方で、新たにマルタに対してEDPが開始され、EDPの対象国はそれまでの20カ国から16カ国に減った<sup>13</sup>。

同時に、オランダ、ポルトガルは是正の達成期限を1年間、スロベニア、ポーランド、フランス、スペインは是正の達成期限をそれぞれ2年間延期された。欧州委は延期の判断について、次の2点を満たすことを条件として示している。

- EDPの対象となる加盟国に不利な結果をもたらす予期しない経済事象があったため、もはや過剰財政赤字を是正する期限を達成できない。
- 理事会による勧告もしくは通告を順守するために効果的な行動を取っている。

一方、ベルギーは、2009年12月の勧告に対して効果的な行動を取っていないとして通告を受けた。この通告によりベルギーは2013年までに過剰財政赤字の状況を終結させ、2013年には財政赤字をGDP比で2.7%へと、2012年の3.9%から圧縮するよう求められた。

---

<sup>13</sup>European Commission, MEMO “Commission takes steps under the Excessive Deficit Procedure” (29 May 2013) [http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-13-463\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-463_en.htm)  
Council of the European Union, Economic and Financial Affairs – press release 2013 No.268 – 272  
<http://www.consilium.europa.eu/press/press-releases/economic-and-financial-affairs?target=2013&infotarget=&max=0&bid=93&lang=en>

表 3： 過剰財政赤字手続き（EDP）の対象国と見直し状況

	欧州委員会報告書 公表日	理事会での EDP 開始決定日	欧州委員会の 2013年5月の勧告 前の是正達成期限	理事会(2013年6月21日) の決定内容
ハンガリー	2004年5月12日	2004年7月5日	2012年	EDP から除外
ラトビア	2009年2月18日	2009年7月7日	2012年	EDP から除外
リトアニア	2009年5月13日	2009年7月7日	2012年	EDP から除外
ポーランド	2009年5月13日	2009年7月7日	2012年	期限を2014年に延期
ルーマニア	2009年5月13日	2009年7月7日	2012年	EDP から除外
ベルギー	2009年10月7日	2009年12月2日	2012年	是正措置を取り2013年に 是正を達成するよう通告
イタリア	2009年10月7日	2009年12月2日	2012年	EDP から除外
フランス	2009年2月18日	2009年4月27日	2013年	期限を2015年に延期
オーストリア	2009年10月7日	2009年12月2日	2013年	—
チェコ	2009年10月7日	2009年12月2日	2013年	—
オランダ	2009年10月7日	2009年12月2日	2013年	期限を2014年に延期
スロベニア	2009年10月7日	2009年12月2日	2013年	期限を2015年に延期
スロバキア	2009年10月7日	2009年12月2日	2013年	—
デンマーク	2010年5月12日	2010年7月10日	2013年	—
スペイン	2009年2月18日	2009年4月27日	2014年	期限を2016年に延期
ポルトガル	2009年10月7日	2009年12月2日	2014年	期限を2015年に延期
英国	2008年6月11日	2008年7月8日	2014会計年度	—
アイルランド	2009年2月18日	2009年4月27日	2015年	—
ギリシャ	2009年2月18日	2009年4月27日	2016年	—
キプロス	2010年5月12日	2010年7月10日	2016年	—
マルタ	2013年5月21日	2013年6月21日	—	2014年までに是正を達成

出所： European Commission, Economic and Financial Affairs- EU economic governance ウェブサイト  
[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/economic\\_governance/sgp/corrective\\_arm/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/sgp/corrective_arm/index_en.htm)  
 Council of the European Union, Economic and Financial Affairs – press release 2013 No.268 – 272  
<http://www.consilium.europa.eu/press/press-releases/economic-and-financial-affairs?target=2013&infotarget=&max=0&bid=93&lang=en>

以 上

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

# JETRO

● ジェトロアンケート ●

**調査タイトル : EU の経済・財政ガバナンスを強化するシックス・パックとツー・パックの概要**

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1 : 今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？ (○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■質問2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～